

十八 第44条の6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>第44条の6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>44の6-1 措置法第44条の6第1項に規定する法人が、その取得等をした同項に規定する特定電気通信設備等(以下「特定電気通信設備等」という。)を他の者に貸与した場合において、当該特定電気通信設備等が専ら当該法人の事業の用に供されるものであるときは、当該特定電気通信設備等は当該法人の営む事業の用に供したもとして取り扱う。</u></p> <p>(附属機器等の同時設置の意義) <u>44の6-2 措置法規則第20条の11第5項各号において本体と同時に設置することを条件として特定電気通信設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p>	<p>第44条の6 (特定電気通信設備の特別償却) 関係</p> <p>(特定電気通信設備の範囲) <u>44の6-1 措置法第44条の6第1項に規定する特定電気通信設備(同項の表の第3号の第3欄の特定電気通信設備に限る。以下44の6-4において同じ。)については、例えば車両に搭載し車両と一括してその耐用年数を適用する場合においても、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(圧縮記帳をした特定電気通信設備の取得価額) <u>44の6-2 措置法令第28条の9第5項に規定する特定電気通信設備の取得価額が160万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該特定電気通信設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>44の6-3 措置法第44条の6第1項に規定する法人が、その取得等をした同項に規定する特定電気通信設備を他の者に貸与した場合において、当該特定電気通信設備が専ら当該法人の事業の用に供されるものであるときは、当該特定電気通信設備は当該法人の営む事業の用に供したもとして取り扱う。</u></p> <p>(附属機器等の同時設置の意義) <u>44の6-4 措置法規則第20条の11第4項各号又は第7項第1号若しくは第2号において本体と同時に設置することを条件として特定電気通信設備に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p>

十九 第44条の7 (商業施設等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(床面積の意義) 44の7 - 12 措置法令第28条の10第6項、第13項又は第23項.....</p> <p>(食品の保管等を行うために直接必要となる共同利用施設の範囲) 44の7 - 13保管、処理若しくは加工又は配送.....</p>	<p>(床面積の意義) 44の7 - 12 措置法令第28条の10第6項、第13項又は第16項.....</p> <p>(食品の保管等を行うために直接必要となる共同利用施設の範囲) 44の7 - 13保管、<u>仕分</u>、処理若しくは加工又は配送.....</p>

二十 第45条 (低開発地域等における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の特別償却等との関係)</p> <p>45 - 2措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項、第43条から第44条の10まで、第45条の2から第46条の3まで、第47条第2項及び第48条.....</p> <p>.....</p> <p>(注).....</p>	<p>(他の特別償却等との関係)</p> <p>45 - 2同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、<u>第42条の11第1項</u>、第42条の12第1項、第43条から第44条の10まで、第45条の2から第46条の3まで、第47条第2項、<u>第48条及び第49条</u>.....</p> <p>(注).....</p>

二十一 第45条の2 (中小企業者の機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位) 45の2 - 4同条第3項に規定する..... 400万円以上であるかどうかについては、.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) 45の2 - 5同条第3項に規定する..... 400万円以上であるかどうか.....</p> <p>(医療用機器の範囲) 45の2 - 11 措置法第45条の2第2項の表の第1号の中欄のイに掲げる資産... (注).....</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p>(老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定) 45の2 - 12</p> <p>(病院の意義) 45の2 - 13</p> <p>(特定病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p>	<p>(取得価額の判定単位) 45の2 - 4同条第3項若しくは第4項に規定する..... 400万円以上若しくは1億円以上であるかどうかについては、.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) 45の2 - 5同条第3項若しくは第4項に規定する.....400万円以上若しくは1億円以上であるかどうか.....</p> <p>(医療用機器の範囲) 45の2 - 11 措置法第45条の2第2項の表の第1号の中欄のイに規定する医療用機器..... (注).....</p> <p>(共同利用の医療用機器の意義) 45の2 - 12 医療保健業を営む法人が、措置法令第28条の15第4項に規定する都道府県知事の認定を受けた医療用機器(以下「共同利用医療用機器」という。)を所有し、これをその事業の用に供した場合には、登録医療機関(当該共同利用医療用機器を共同して利用することとしている医療機関をいう。)がその利用を開始していないときであっても、当該共同利用医療用機器については100分の15の特別償却割合を適用することに留意する。</p> <p>(老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定) 45の2 - 13</p> <p>(病院の意義) 45の2 - 14</p> <p>(特定病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p>

45の2 - 14措置法令第28条の15第6項.....45の2
- 14.....
(注).....

45の2 - 15措置法令第28条の15第7項.....45の2
- 15.....
(注).....

二十二 第45条の3 (特定情報通信機器の即時償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第45条の3 (特定情報通信機器の即時償却) 関係</p> <p>(圧縮記帳をした器具及び備品の取得価額)</p> <p>45の3 - 1 措置法第45条の3第1項に規定する器具及び備品の取得価額が100万円未満であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>45の3 - 2 法人が、その取得又は製作をした措置法第45条の3第1項に規定する特定情報通信機器(以下「特定情報通信機器」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定情報通信機器が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定情報通信機器は当該法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>(注) 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した特定情報通信機器につき措置法第45条の3第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(附属装置の同時設置の意義)</p> <p>45の3 - 3 措置法規則第20条の16の2第1項各号において本体装置と同時に設置することを条件として特定情報通信機器に該当する旨の定めのある附属装置(以下「附属装置」という。)には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置が含まれるものとする。</p> <p>(附属装置の一部についての即時償却の適用)</p> <p>45の3 - 4 措置法規則第20条の16の2第2項に規定する「附属装置の一部」とは、本体装置と同時に設置する附属装置が複数ある場合におけるその個々の附属装置をいうのであるから、一の附属装置の取得価額の一部に相当する金額について措置法第45条の3第1項の規定を適用することはできないことに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>

(注) 措置法規則第20条の16の2第2項の規定により附属装置の一部について措置法第45条の3第1項の規定を適用した場合であっても、令第133条又は令第133条の2の規定の適用に当たり、その取得価額が10万円未満又は20万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引される器具及び備品のその取引単位ごとに判定することになる。